

令和7年度
石巻市産木材利用住宅促進事業
利用の手引き

石 巻 市
産業部農林課

目次

1. 申請の前に	- 3 -
2. 手続きの流れ	- 5 -
3. 必要書類の提出先・お問い合わせ先	- 6 -
4. 必要書類の様式	- 6 -
5. 応募の要件	- 7 -
(1) 建て主に関する要件	- 7 -
(2) 住宅に関する要件	- 7 -
6. 補助金額	- 8 -
7. 交付申請書の提出	- 9 -
8. 補助金交付決定	- 10 -
9. 事業内容の変更又は中止	- 11 -
10. 施工完了届	- 11 -
11. 現地調査	- 11 -
12. 実績報告書の提出	- 12 -
13. 補助金額の確定・補助金振込み	- 13 -
14. 書類の保管	- 13 -

1. 申請の前に

本事業を活用することを工務店や設計業者の方とよく打合せしてください。

また、必要書類の提出時期など手続きの流れについても、この「利用の手引き」で事前に御確認ください。

◆この事業における定義

「石巻市産木材」とは

- ・ 合法な手続を経て伐採された石巻市産の原木を宮城県内で加工した木材製品です。
- ・ 以下に説明する「石巻市産 J A S 製品」と「石巻市産優良みやぎ材」も石巻市産木材の一つとなります。

「石巻市産 J A S 製品」とは

- ・ 農林物資の規格化等に関する法律（J A S 法）に基づく、林産物等及びその加工品の品質保証規格を満たし、合法な手続を経て伐採された石巻市産原木を宮城県内の J A S 認証工場で加工した木材製品です。
- ・ ただし、集成材に限り。合法な手続を経て伐採された石巻市産原木を宮城県内でラミナ加工後、宮城県内及び**県外の J A S 認証工場**で加工した集成材を含みます。

「石巻市産優良みやぎ材」とは

- ・ 石巻市産優良みやぎ材は、石巻市産の原木から製造された優良みやぎ材です。
- ・ 優良みやぎ材は、**集成材を除く宮城県産木材**から、乾燥や強度、寸法などの一定の基準を「みやぎ材利用センター」が検査し、認証された製品です。
- ・ 優良みやぎ材として認証されるためには、乾燥や強度・寸法などの品質が JAS（日本農林規格）の基準をクリアしている必要があります。
- ・ 優良みやぎ材は、「みやぎ材利用センター」が認定した工場で生産されます。
- ・ 優良みやぎ材を認証する際には認証料金が発生します。詳しくは「みやぎ材利用センター」までお問い合わせください。

優良みやぎ材の認証に関するお問い合わせ先

みやぎ材利用センター・本部

〒981-0908 仙台市青葉区東照宮 1 丁目 8-8 宮城県木材協同組合内

TEL 022-233-2883(代) FAX 022-275-4936

・ 建築資材部

〒983-0036 仙台市宮城野区苦竹 2-7-30 宮城木材文化ホール内

TEL 022-239-2661 FAX 022-232-1107

・ 合板資材部

〒986-0005 石巻市大瓜字棚橋下待井 65-1 石巻地区森林組合内

TEL 0225-93-1711 (代) FAX 0225-93-1707

・ ホームページ

<http://www.miyagi-wood.jp/center/>



「主要構造部材」とは

土台、柱、梁、桁、間柱、筋交い、棟木、母屋、垂木、小屋梁、小屋束、大引、根太、筋交い及び根太や野地板の代わりに使用する構造用合板（構造用を兼ねた下地用合板を含む）など、建物の構造躯体を構成する木材のことです。

2. 手続きの流れ

①補助金交付申請

- ・建築確認済証が交付された後で、木工事(土台敷き)に着手する前に申請してください。

P 9

②補助金交付決定

- ・申請書の内容を審査後、補助金の交付を決定します。
- ・これ以降に工事の着工が可能になります。

P 10

③主要構造部材の着手

- ・使用木材製品の写真撮影を忘れないよう注意してください。
- ・写真が無い場合、補助金額減額や交付全額取消になります。

④事業変更(中止)承認申請

- ・補助金交付決定額の増額、施工業者の変更が生じた場合。
- ・補助金交付申請を中止する場合。
- ・主要構造部の施工完了前に申請してください。

P 11

⑤主要構造部材の施工完了(施工完了届)

- ・補助事業対象部材の石巻市産木材、同 JAS 製品及び同優良みやぎ材の施工が完了した状況となります。
- ・施工完了届を速やかに届出してください。

P 11

⑥現地調査

- ・補助対象部材の施工状況を現地で確認する場合があります。

P 11

⑦実績報告提出

- ・⑤の施工完了届受理日から30日以内又は、3月10日のいずれか早い日までに検査に必要な全書類を提出してください。

P 12

⑧補助金額確定

- ・補助事業対象部材の石巻市産各部材の使用量等の状況を実績報告書等により確認調査を行います。
- ・使用された木材量を精査し、補助金額を確定し通知します。

P 13

⑨補助金請求

- ・施主本人名義の口座を指定し、請求書様式で、補助金確定金額を請求してください。

P 13

⑩補助金交付

- ・請求いただいた施主の口座へお振り込みいたします。

P 13

⑪書類の保管

- ・施工完了の翌年度から五年間、書類の保管をお願いします。

P 13

3. 必要書類の提出先・お問い合わせ先

石巻市 産業部 農林課 森林整備係

〒986-8501 石巻市穀町14番1号 TEL (0225) 95-1111

M a i l isindustry@city.ishinomaki.lg.jp

4. 必要書類の様式

必要書類の様式は、石巻市のホームページからダウンロードできます。

◆石巻市ホームページ（石巻市産木材利用住宅促進事業）

5. 応募の要件

次の1、2の要件を満たす必要があります。

なお、補助金申請は、建築確認済証が交付された後で、かつ、木工事（土台敷き）着手前までに申請しなければなりませんので御注意ください。

(1) 建て主に関する要件

- ① 自己の居住の用に供することを目的として、市内に住宅を新築し、又は市内の新築住宅を購入する者
- ② 市税を滞納していない者
- ③ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する扶助を受けていない者

(2) 住宅に関する要件

区 分	基 準
補助金 対象住宅	・ 自己の居住の用に供することを目的として、補助対象者が建築主として市内に新築する住宅又は補助対象者が購入した市内の新築住宅であること。 ・ 木工事（土台敷き）に着手する前に申請が可能な住宅であること ・ 構造耐力上主要な部分が木造の一戸建住宅又は共同住宅（二世帯住宅に限る。）であって、1つの世帯が独立して生活を営むことができ、かつ、居住室、炊事用流し、トイレ及び出入口をそれぞれ1以上有する住宅であること。 ・ 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けた新築の住宅であること。
施工者	市内に本店又は支店を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業の許可を受けている事業者が施工すること。
使用部材 及び 木材使用量	主要構造部材に占める市産木材の割合が50パーセント以上かつ主要構造部材に占める市産JAS製品の割合若しくは市産優良みやぎ材の割合又は市産JAS製品の割合と市産優良みやぎ材の割合とを合計した割合が40パーセント以上であること。 ※石巻市産JAS製品と石巻市産優良みやぎ材の合計が主要構造物全体の50%以上に使用する場合は、上記条件を全て満たしたことになります。
実績報告	主要構造部の施工完了届を受理した日から30日以内又は事業年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書に関係書類を添付したうえ、提出が可能であること。

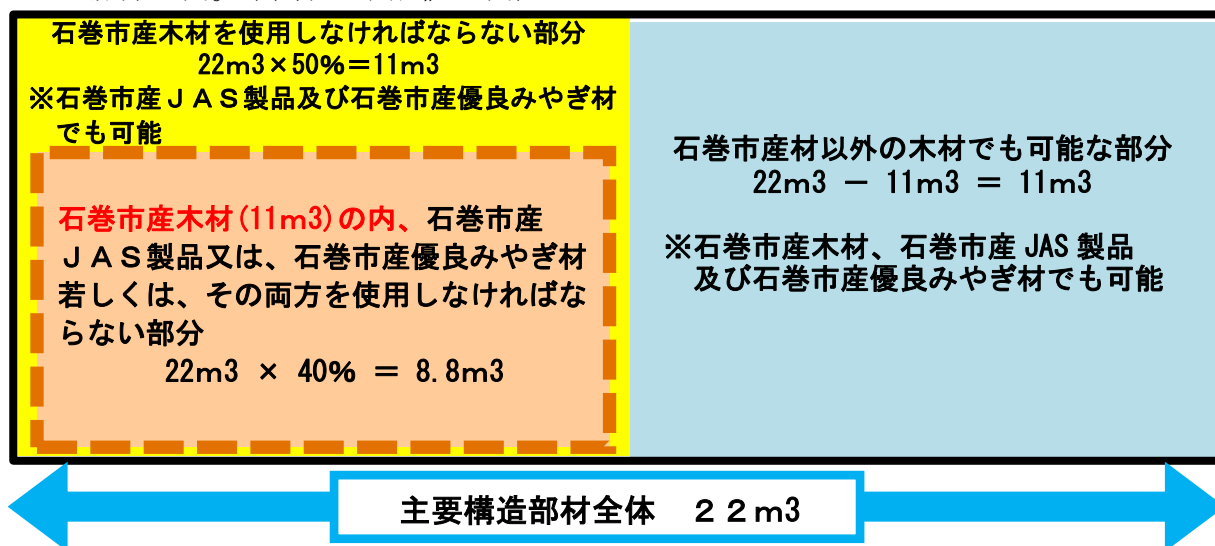
6. 補助金額

石巻市産木材、石巻市産 J A S 製品及び石巻市産優良みやぎ材の製材使用量に応じて、下記の各補助金単価を乗じ、その合計額から千円未満を切り捨てた額が補助金額となります。

ただし、一件の補助金上限額は、25万円となります。

使用製材	補助金単価	条 件
石巻市産木材	14千円/m ³ (製品材積)	主要構造部材全体の50%以上使用すること。
石巻市産 J A S 製品 及び 石巻市産優良みやぎ材	4千円/m ³ を追加 (製品材積)	主要構造部材全体の40%以上使用すること。

【例】 主要構造部材の木材総使用材積が 22m³ の場合で、石巻市産木材を 22m³ の 50% 使用し、石巻市産 JAS 製品と石巻市産優良みやぎ材の合計を 22m³ の 40% 使用した場合の例。(条件の下限値の例)



補助金額

①石巻市産木材

$$11\text{m}^3 \times 14,000 \text{ 円/m}^3 = 154,000 \text{ 円}$$

②石巻市産 J A S 製品及び石巻市産優良みやぎ材

$$8.8\text{m}^3 \times 4,000 \text{ 円/m}^3 = 35,200 \text{ 円}$$

合計 154,000 円 + 35,200 円 = 189,200 円 $\div$ 189,000 円 (千円未満切捨て)

補助金額 189,000 円 (上限 25 万円以下)

7. 交付申請書の提出

1 募集期間及び募集戸数

募 集 期 間	募 集 件 数
・ 令和7年4月1日から令和8年2月2日までに受理した申請書を先着順に審査し交付、不交付を決定します。 ・ 予算の上限に達した時点で募集を締め切ります。	・ 20 件程度 ※申請期間内で予算に余剰がある場合、予算の上限まで受付します。

2 必要書類及び提出先

建築確認済証が交付された後で、かつ、木工事（土台敷き）に着手する前に、次の①から⑧の書類を石巻市産業部農林課へ申請してください。

なお、補助金交付又は不交付の決定は、受理した申請書を先着順に審査しますが、補助金交付申請書に記載漏れがある場合や必要書類が添付されていない場合は申請受理となりませんので、御注意ください。

また、木工事（土台敷き）の着手が可能となるのは、補助金交付決定後となりますので、なるべく早く申請してください。

①補助金交付申請書（様式第1号）

- ・ 補助金交付申請者は、新築する住宅の居住者となります。
- ・ 注文住宅では建築主となり、建売住宅の場合は、居住される購入者となります。
- ・ 補助金の振込先も同一となります（例えば、親名義で申請した場合、子名義の口座に補助金を振り込むことはできません）。
- ・ 補助金交付申請者が複数人の場合はどなたか1人を申請者としてください。連名申請はできません。

②市税を完納していることを証明する書類

- ・ 証明書は、補助金申請日以前3ヶ月以内に市役所本庁舎の市民税課から発行された「市税に滞納がないことの証明願」原本を添付してください。

- ・現在、石巻市外に居住されている場合は、お住まいの市町村が発行する税の滞納がない証明書をご用意ください。（「個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税」）
- ・証明書の詳細は、石巻市HPから「税関係証明書請求・届出様式」をご確認ください。
(<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10303200/0001/20141226134645.html>)

③新築する住宅の建築確認済証の写し

④新築する住宅の建設場所の位置図、配置図、各階平面図、立面図

⑤木びろい表（計画）（様式第2号）

- ・木びろい表（計画）は、申請書へ添付するほか、Excel ファイルを提出してください。
- ・Excel ファイルは、拡張子「. x l s x」で保存したものをご用意ください。
※旧拡張子「. x l s」は、セキュリティ上、石巻市役所のパソコンで開けないため、拡張子「. x l s x」での提出にご協力をお願いします。

⑥施工業者の建設業法の許可証の写し

⑦新築する住宅の工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し

- ・契約日、発注者・請負者等（それぞれの押印があるもの）、建築場所、工期、請負代金等の契約内容が記載されている部分の写しを添付してください。
- ・工事の種類ごとに個別に契約している場合は、全ての契約書の写しを添付してください。

⑧提出書類確認表

- ・提出書類に不備や不足がないかご確認いただき、「申請者チェック欄」に☒マークを記入してください。

8. 補助金交付決定

補助金交付申請書の受理後、内容を審査し、補助金交付申請者本人へ補助金交付の決定又は、不交付決定を文書で通知します。

9. 事業内容の変更又は中止

いずれの場合も、申請する前に石巻市産業部農林課へ御相談ください。

1 事業変更

補助金交付決定額が増額になる場合や施工業者が変更となる場合など、申請内容に変更がある場合

2 事業中止

補助金交付決定の通知を受けた後、この補助金制度の利用をやめたい場合

申請する際は、施工完了以前に事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）で行ってください。

10. 施工完了届

主要構造部の施工完了後、石巻市産の各木材が見える状態（あらわし※）で石巻市産木材利用住宅促進補助金施工完了届（様式第6号）により、速やかに届け出てください。

※あらわしとは、通常なら壁紙や天井板などの仕上げ材によって隠されている柱や梁などの構造体を露出させる仕上げのこと。

11. 現地調査

補助金交付申請書に記載いただいた「主要構造部の工事完了予定日」をもとに、主要構造部材の配備等の施工完了について、現地調査を行う場合があります。

現地調査を実施する場合は、補助金交付申請書に記載いただいた施工業者の方に、電話で日程調整の御連絡をいたしますので、御協力願います。

12. 実績報告書の提出

提出期限及び提出先

主要構造部の施工が完了し、施工完了届出後30日以内又は事業年度の3月10日のいずれか早い日までに石巻市産業部農林課へ提出してください。

実績報告は、次の①から⑧までの書類添付が必要となります。

①実績報告書（様式第7号）

報告者は補助金交付申請者と同一となります。

②石巻市産木材、同JAS製品、同優良みやぎ材を使用したことを証明する書類

使用した木材に応じ、次の書類が必要です。

種類		添付が必要な書類
製材品 合板 単板積層材(LVL) 直交集成板(CLT)等	石巻市産木材	次に掲げるいずれかの書類 ①合法木材証明書原本※ ②合法木材証明納品書原本※
	石巻市産 JAS製品	次に掲げるいずれかの書類 ①合法木材証明書原本とJAS出荷証明書原本※ ②合法木材証明納品書原本とJAS出荷証明書原本※
	石巻市産 優良みやぎ材	次に掲げるいずれかの書類 ①合法木材証明書原本と優良みやぎ材認証書原本※ ②合法木材証明納品書原本と優良みやぎ材認証書原本※
集成材	石巻市産木材	次に掲げるいずれかの書類 ①合法木材証明書原本※ ②合法木材証明納品書原本※
	石巻市産 JAS製品	次に掲げるいずれかの書類 ①二次加工業者が発行する石巻市産ラミナ材を使用したことが追加記載された合法木材証明書原本とJAS出荷証明書原本※ ②二次加工業者が発行する石巻市産ラミナ材を使用したことが追加記載された合法木材証明納品書原本とJAS出荷証明書原本※

※各書類の原本を県産材利用サステナブル住宅普及促進事業へ提出するため、原本提出できない場合は、当該各書類の写しと県産材利用サステナブル住宅普及促進事業の補助金交付決定通知書の写しを提出してください。

- ・各証明書の材積量と木びろい表（実績）の材積量を市が確認審査し、材積量に相違がある場合は、本市から施工業者・木材業者等の方に内容の確認や書類の再提出等をお願いすることとなりますので、御承知願います。

③木びろい表（実績）（様式第8号）

- ・木びろい表（実績）は、実績報告に添付するほか、Excel ファイルを提出してください。
- ・Excel ファイルは、拡張子「. x l s x」で保存したものをご用意ください。

※旧拡張子「. x l s」は、セキュリティ上、石巻市役所のパソコンで開けないため、拡張子「. x l s x」での提出にご協力をお願いします。

④主要構造部材の施工中及び施工完了後の写真

主要構造部の施工完了は、木びろい表（計画）（様式第2号）に記載のある木材を全て施工完了した時となります。施行中及び施工完了後の全景写真、内部の柱等があらわし※になっている状態の写真を数枚添付してください。

※あらわしとは、通常なら壁紙や天井板などの仕上げ材によって隠されている柱や梁などの構造体を露出させる仕上げのこと。

⑤県産 J A S 製品の表示がわかる写真

主要構造部等に県産 J A S 製品を使用した場合のみ添付してください。

⑥優良みやぎ材のシールがわかる写真

主要構造部等に優良みやぎ材を使用した場合のみ添付してください

13. 補助金額の確定・補助金の交付

実績報告の内容を審査した上で、補助金交付申請者本人へ補助金確定額を通知します。同補助金確定額を補助金交付請求書（様式10号）により、請求してください。

請求書の提出時に補助金振込先口座の通帳の写しを添付してください

※通帳の写しとは、銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人のカタカナ名が表記されているページ（表紙及び見開き等）です。

14. 書類の保管

補助金事業年度の翌年度から5年間は、関係書類を保管してください。

【例】令和7年度事業の場合は、令和13年3月末まで保管してください。